

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第15条第2項第1号
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙1「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：